

心当たらない料金請求 対応は？

携帯電話に「有料サイト使用の未納料金が発生している。連絡がない場合は法的手続きを行う」などと記されたショートメッセージが届いた。まったく心当たりがないが、どうすればよいのでしょうか。

(70代男性)

決して連絡しないで

県内の消費生活相談窓口には、身に覚えのない代金の請求に関する「架空請求」についての相談が数多く寄せられています。

携帯電話へのSMS（ショートメッセージサービス）のほかにも、はがきや封書での架空請求もあり、その手段はさまざまです。これらの架空請求は、消費者の情報を完全に特定しているわけではなく、手当たり次第に大量に送っているものと思われます。

実在する事業者名や行政機関の名称をかたって信用させたり、「法的措置」や「差し押さえ」などの不安をあおる文言により、連絡を取らせようとします。

心当たりがなくても不安になり、相手方に連絡をしてしまうと「未納料金」や「訴訟の取り下げ費用」などと称して、金銭を請求されてしまいます。

また、相手方とのやり取りの中で、名前や住所、生年月日などを聞き出され、結果的に個人情報伝えてしまうことになり、その情報を元にさらに金銭を請求される可能性もあります。身に覚えのない請求に対しては、決して相手に連絡をしないようにしましょう。

架空請求かどうか判断できなかつたり、不安に思ったりした場合には、相手方には連絡をせず、また金銭を支払う前に、県消費生活センターやお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。問い合わせは県消費生活センター023（624）0999。